

平成29年6月2日

株 主 各 位

山口県周南市平和通一丁目10番の2

株式会社 西京銀行

取締役頭取 平 岡 英 雄

第109期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第109期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

今回の定時株主総会には、第2号議案「定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 山口県周南市平和通一丁目10番の2
当行本店 5階講堂

3. 目的事項

【第109期定時株主総会】

報告事項 第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議 案 定款一部変更の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第18条の規定に基づき、イン
ターネット上の当行ウェブサイト
(アドレス<http://www.saikyobank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招
集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ① 計算書類の「個別注記表」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
- したがって、本招集ご通知の添付書類における計算書類および連結計算書類は、
会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して監査した計算書類お
よび連結計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類および種類株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類お
よび連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイ
ト (<http://www.saikyobank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主の皆さまへ

平素より西京銀行に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、わが国の経済は、株式・為替市場では、日米の金融政策動向などを背景に不安定な動きがみられましたが、企業収益は底堅く推移し、雇用・所得環境の改善も進んでおり、総じて緩やかな回復が続いております。

こうした中、当行の前期決算は、対前年増収増益、税引き後の当期純利益では6期連続の増益となり、前々期の過去最高益を再び更新することが出来ました。

ひとえに、株主の皆さま方のご支援の賜物と役職員一同、本紙をお借りしてお礼を申し上げます。

また、預金残高は1兆3千億円、貸出金残高は1兆円の大台に乗るなど、中期経営計画目標を達成できましたことから、2年前倒しで4月から新しい中期経営計画をスタートさせております。新中計では、地域シェアの拡大を加速させるため、事業性評価の徹底による事業者さまとの取引拡大、取引深耕に努めてまいります。

当行は、これからも「金融を通じて、地域の皆さまのお役に立つ」というミッションを徹底し、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指して、引き続き努力してまいります。

今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年6月

取締役頭取

平岡 英雄

目 次

第109期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

第109期定時株主総会 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役10名選任の件	19
第4号議案 監査役1名選任の件	23

普通株主様による種類株主総会 株主総会参考書類

議案 定款一部変更の件	24
-------------------	----

(添付書類)

I.第109期事業報告

1.当行の現況に関する事項	25
2.会社役員（取締役、監査役）に関する事項	31
3.社外役員に関する事項	32
4.当行の株式に関する事項	34
5.当行の新株予約権等に関する事項	37
6.会計監査人に関する事項	37
7.財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	38
8.業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況	38
9.会計参与に関する事項	43
10.その他	43

II.第109期計算書類

1.貸借対照表	44
2.損益計算書	45
3.株主資本等変動計算書	46

III.第109期連結計算書類

1.連結貸借対照表	47
2.連結損益計算書	48
3.連結株主資本等変動計算書	49

IV.監査報告書

1.会計監査人の監査報告書 謄本	50
2.連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	52
3.監査役会の監査報告書 謄本	54

【第109期定時株主総会】 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化のため内部留保にも意を用いつつ、安定した配当を継続して実施していく方針に基づき、以下のとおりとさせていただきます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金7円
普通株式配当総額 648,092,221円
当行第二種優先株式1株につき金14円
第二種優先株式配当総額 70,000,000円
当行第三種優先株式1株につき金1円
第三種優先株式配当総額 5,500,000円
配当総額の合計 723,592,221円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当行は、国内基準行に対する新しい自己資本規制に係る告示、いわゆる「バーゼルⅢ」が平成26年3月31日から適用されたことを踏まえ、バーゼルⅢ国内基準において「コア資本」に算入することのできる「強制転換条項付優先株式」を発行し、自己資本の充実による財務基盤の強化、収益機会の拡大を図り、山口県、広島県、福岡県を中心とした地元の個人、事業者のお客さまへの融資や地域活性化等に寄与すべく、柔軟な資本政策を行うための新たな種類株式の発行を可能とするため、現行定款第6条、第13条の2の変更を行うものであります。
- (2) 平成28年7月22日付にて第一種優先株式を消却したことにより、現行定款第6条の変更、第13条の削除を行うとともに条数の変更を行うものであります。
- (3) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されております。業務執行を行わない取締役および監査役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分発揮できるようにするため、現行定款第29条、第37条の変更を行うものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、以上の定款一部変更は、本定時株主総会、普通株主様による種類株主総会、第二種優先株主様による種類株主総会、第三種優先株主様による種類株主総会において承認決議が得られることを条件といたします。

2. 変更の内容

現行定款および変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を表します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は<u>3億25百万株</u>とし、普通株式、<u>第一種優先株式</u>、<u>第二種優先株式</u>、<u>第三種優先株式</u>および<u>第四種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、2億97百万株、<u>3百万株</u>、<u>5百万株</u>、<u>10百万株</u>および<u>10百万株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は<u>3億52百万株</u>とし、普通株式、<u>第二種優先株式</u>、<u>第三種優先株式</u>、<u>第四種優先株式</u>、<u>第五種優先株式</u>、<u>第六種優先株式</u>および<u>第七種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、2億97百万株、<u>5百万株</u>、<u>10百万株</u>、<u>10百万株</u>、<u>10百万株</u>、<u>10百万株</u>および<u>10百万株</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(第一種優先株式)</u> 第13条 当銀行の発行する第一種優先株式の内容は次のとおりとする。 <u>(優先配当金の額)</u> 1. 当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株当たり、第一種優先株式の払込金額（1,000円）に対し、年率3.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成21年3月31日に終了する事業年度にあつては平成20年6月30日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1ヵ月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第一種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累計額を控除する。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(非累積条項)</u></p> <p>2. ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に支払われた剰余金の配当の合計額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p><u>(非参加条項)</u></p> <p>3. 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>4. 当銀行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株当たりの残余財産分配額として、1,000円を限度に金銭を支払う。 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。</p> <p><u>(議決権)</u></p> <p>5. 第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>6. 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、第一種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p>7. 当銀行は、法令に定める場合を除き、<u>第一種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当銀行は、第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）)</u></p> <p>8. 第一種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当銀行が第一種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p><u>(1)取得を請求することができる期間</u> 平成23年7月1日から平成28年6月30日まで</p> <p><u>(2)取得の条件</u></p> <p>① 第一種優先株式は、次に定める条件により当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行に取得させることができる。なお、第一種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。</p> <p>取得と引換えに交付すべき普通株式数 = $\frac{\text{(第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式の払込金額の総額)}}{\text{取得価額}}$</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取得価額</p> <p>イ 当初取得価額 当初取得価額は、191円とする。</p> <p>ロ 取得価額の調整</p> <p>(a) 当銀行は、第一種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）をもって取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$	

現 行 定 款	変 更 案
<p>取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1ヵ月前の日における当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除したものとする。取得価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。取得価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)および(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(iii)で定める対価の額とする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(b) <u>取得価額調整式により第一種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。</u></p> <p>(i) <u>調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含み、当銀行の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）</u> <u>調整後の取得価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当銀行普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(ii) <u>普通株式の株式分割をする場合</u> 調整後の取得価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii) <u>取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに調整前の取得価額を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または調整前の取得価額を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）</u> 調整後の取得価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の取得価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。本(iii)における「対価」とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式の数で除した金額をいう。</p> <p>(iv) 普通株式の併合をする場合調整後の取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(c) <u>取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</u></p> <p>(d) <u>上記(b)に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当銀行取締役会が合理的に判断するときは、当銀行は、必要な取得価額の調整を行う。</u></p> <p>(i) <u>合併、株式交換、株式移転、吸収分割または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(ii) <u>その他当銀行の発行済普通株式の株式数の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(e) <u>取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の場合は、取得価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後取得価額の調整を行う場合には、調整前取得価額は当該差額を差し引いた額とする。</u></p> <p>③ <u>取得請求受付場所</u> <u>当銀行本店</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>④ 取得の効力発生 <u>取得請求書および第一種優先株式の株券が上記③に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当銀行は、第一種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当銀行がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。ただし、第一種優先株式の株券が発行されていない場合は、株券の提出を要しない。</u> <u>(金銭を対価とする取得条項(強制償還))</u> <u>9. 当銀行は、平成28年7月1日以降の日で当銀行取締役会の決議で定める日をもって、第一種優先株式の全部または一部を取得し、これと引換えに、第一種優先株式1株につき1,000円の金銭を交付することができる。当銀行が第一種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第一種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。</u></p>	
<p>(第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式) 第13条の2 当銀行の発行する第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式(以下、本条において、「優先株式」という。)の内容は次のとおりとする。</p>	<p>(第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式および第七種優先株式) 第13条 当銀行の発行する第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式および第七種優先株式(以下、本条において、「優先株式」という。)の内容は次のとおりとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先配当金の額)</p> <p>1. 当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下、本条において、「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、本条において、「優先登録株式質権者」といい、優先株主とあわせて「優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者（以下、「普通株主等」という。）に先立ち、各優先株式1株当たり、当該優先株式の払込金額相当額（ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出される額の金銭（以下、本条において、「優先配当金」という。）を支払う。ただし、配当年率は10.00%を上限とする。</p> <p>（以下条文省略）</p>	<p>(優先配当金の額)</p> <p>1. 当銀行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下、本条において、「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、本条において、「優先登録株式質権者」といい、優先株主とあわせて「優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」という。）に先立ち、各優先株式1株当たり、当該優先株式の払込金額相当額（ただし、当該優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出される額の金銭（以下、本条において、「優先配当金」という。）を支払う。ただし、配当年率は10.00%を上限とする。</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第13条の3 （条文省略）</p>	<p>第13条の2 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
1	平岡 英雄 (昭和31年2月14日生)	昭和53年4月 当行入行 平成17年6月 当行取締役兼執行役員 平成20年6月 当行常務取締役経営企画本部長 平成21年6月 当行専務取締役経営企画本部長 平成22年6月 当行取締役頭取 <担当> 監査部監査グループ (現任)	普通株式 84,736株
2	金丸 眞明 (昭和32年11月1日生)	昭和56年4月 当行入行 平成20年6月 当行取締役リスク管理本部長兼経営企画副本部長 平成21年6月 当行取締役経営管理本部長 平成21年11月 当行取締役経営管理本部長兼営業本部長 平成23年6月 当行常務取締役 平成25年4月 当行専務取締役 <担当> 営業統括部・地域連携部 (現任)	普通株式 32,999株
3	杉野 光信 (昭和30年9月11日生)	昭和53年4月 当行入行 平成21年4月 当行執行役員経営管理本部副本部長 平成21年6月 当行取締役リスク管理本部長 平成21年10月 当行取締役リスク管理本部長兼営業本部副担当 平成21年11月 当行取締役営業本部長 平成22年4月 当行取締役市場金融部長 平成24年4月 当行常務取締役市場金融部長 平成27年4月 当行専務取締役市場金融部長 <担当> 市場金融部・市場事務部・監査部資産査定グループ (現任)	普通株式 35,435株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行の 株式の種類 および数
4	まつ おか けん 松 岡 健 (昭和46年12月29日生)	平成7年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 平成12年11月 朝日監査法人 （現有限責任あずさ監査法人）入社 平成14年11月 フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社入社 平成22年5月 当行入行 当行執行役員総合企画部長 平成23年6月 当行取締役総合企画部長 平成27年4月 当行常務取締役総合企画部長 （現任） <担当> 総合企画部・システム部・事務推進部・業務推進部	普通株式 20,383株
5	な むら こういちろう 奈 村 幸一郎 (昭和37年1月27日生)	昭和60年4月 当行入行 平成21年6月 当行経営企画本部副本部長 平成22年4月 当行総合企画部企画部長 平成23年4月 当行下松地区統括部長兼下松支店長 平成24年10月 当行執行役員審査部長 平成25年6月 当行取締役審査部長 平成27年4月 当行取締役総務部長兼人事部長 平成28年4月 当行取締役人事部長 （現任） <担当> 審査部・総務部・人事部	普通株式 28,086株
6	やま おか やす ちき 山 岡 靖 幸 (昭和39年1月27日生)	昭和61年4月 当行入行 平成21年6月 当行経営企画本部副本部長 平成22年7月 当行人事部長兼総務部長 平成24年10月 当行執行役員人事部長兼総務部長 平成25年6月 当行取締役人事部長兼総務部長 平成25年10月 当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長 （現任）	普通株式 24,359株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株式の種類 および数
7	畑谷剛 (昭和40年8月14日生)	平成元年4月 当行入行 平成21年10月 当行営業本部副本部長 平成22年4月 当行市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長 平成22年10月 当行コーポレート営業部長兼東京事務所長 平成25年4月 当行執行役員コーポレート営業部長 平成27年6月 当行取締役コーポレート営業部長 (現任) <担当> コーポレート営業部	普通株式 20,936株
8	*山下禎治 (昭和41年11月15日生)	平成元年4月 当行入行 平成16年4月 当行経営戦略室調査役 平成17年2月 当行経営戦略室主任調査役 平成20年7月 当行日の出支店長 平成22年4月 当行福岡支店長 平成25年4月 当行山口地区統括部長兼山口支店長 平成27年4月 当行執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 (現任)	普通株式 28,134株
9	滝本豊水 (昭和24年7月15日生)	昭和47年4月 大蔵省入省 昭和52年7月 防府税務署長 昭和63年6月 内閣法制局参事官 平成5年7月 銀行局保険部保険第二課長 平成6年7月 銀行局保険部保険第一課長 平成7年6月 証券取引等監視委員会事務局特別調査課長 平成9年7月 証券取引等監視委員会事務局総務検査課長 平成11年9月 大蔵省大臣官房審議官 平成12年7月 弁護士登録 (第一東京弁護士会所属) あさひ法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) 弁護士 平成18年6月 当行取締役 (現任) 平成28年1月 弁護士法人はくと総合法律事務所弁護士 (現任)	普通株式 23,000株
10	川村健一 (昭和24年2月16日生)	昭和48年4月 フジタ工業株式会社 (現株式会社フジタ) 入社 平成5年4月 米国フジタリサーチ社長 平成17年4月 株式会社ホスフェクス社代表取締役社長 平成18年4月 学校法人石田学園広島経済大学経済学部教授 平成28年6月 当行取締役 (現任) 平成29年4月 学校法人石田学園広島経済大学経済学部教授・ 広島経済大学地域経済研究所所長 (現任)	普通株式 210株

(注)

- *印は、新任の取締役候補者であります。
- 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者の所有する当行の株式は、平成29年3月31日現在の状況を記載しております。取締役候補者平岡英雄氏、金丸真明氏、杉野光信氏、松岡健氏、奈村幸一郎氏、山岡靖幸氏、畑谷剛氏、川村健一氏の所有する当行の株式の数には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。また、取締役候補者山下禎治氏の所有する当行株式は西京銀行行員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。本議案をご承認いただき、山下禎治氏が取締役就任した場合には、西京銀行行員持株会の規約に基づき持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
4. 滝本豊水氏および川村健一氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者とした理由
 - (1) 滝本豊水氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な経験に基づいた幅広い見地から、当行の経営全般に対する的確な助言を期待するものであり、これらに鑑みれば、同氏は、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしております。
なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
 - (2) 川村健一氏は、経営者、学識者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験と知見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当行は、滝本豊水氏、川村健一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、当行は、滝本豊水氏、川村健一氏との責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 増田攻氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株式の種類 および数
増田攻 (昭和25年11月17日生)	昭和49年4月 山口県信用保証協会入協 平成16年4月 山口県信用保証協会総務課長 平成20年4月 山口県信用保証協会山口営業店長 平成23年4月 保証協会債権回収株式会社山口営業所長 平成25年6月 当行監査役 (現任)	普通株式 6,029株

(注)

1. 増田攻氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増田攻氏の所有する当行の株式は、平成29年3月31日現在の状況を記載しております。同氏の所有する当行の株式の数には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。
3. 増田攻氏は、社外監査役候補者であります。
4. 増田攻氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、山口県信用保証協会での豊富な経験や識見を当行の経営全般の監査に反映していただくことにあり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしております。
なお、同氏の当行社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当行は、増田攻氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決された場合、当行は、同氏との責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外監査役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

以上

【普通株主様による種類株主総会】 種類株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 定款一部変更の件

第109期定時株主総会の株主総会参考書類6ページから18ページに記載の第2号議案「定款一部変更の件」と同一の内容ですので、当該箇所をご参照ください。

以上

第109期（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当行は山口県周南市に本店を置き、山口県、福岡県、広島県を中心に合計44店舗にて、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託、保険商品の窓口販売業務等を行い、銀行業務に積極的に取り組んでおります。

〔金融経済環境〕

当期におけるわが国の経済は、株式・為替市場では、日米の金融政策動向などを背景に不安定な動きがみられましたが、企業収益は底堅く推移し、雇用・所得環境の改善も進んでおり、総じて緩やかな回復が続いております。

当行の主たる経営基盤である山口県においても、企業の設備投資や雇用者所得は緩やかに増加しており、景気は回復基調ではありますが、先行きについては、県内の人手不足が及ぼす影響や海外情勢、為替・株価の動向を注視していく必要があります。

〔事業の経過及び成果〕

こうした中、当行では、中期経営計画～一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを～（平成28年4月～平成31年3月）をスローガンに掲げ、長期ビジョンである「地域に根差した中小零細事業者さまと個人のお客さまのための銀行」を目指した施策に積極的に取り組み、主たる営業エリアである山口県、福岡県、広島県の地元のお客さまからお預かりした大切なご預金を、資金を必要とされる当地域の事業者さまや個人のお客さまに借入金としてお使いいただく「資金の地域内循環」を引続き実現しております。

また、地方創生活動の一環として続けている、全国の大学生を対象とした県内観光、就農体験と地元企業訪問を組み合わせたツアー「若旅 in やまぐち」や、海外展開を目指す県内事業者さまと留学生の採用・就職ニーズをマッチングする座談会「DISCOVER YAMAGUCHI」の開催により、県外学生の就職や留学生の雇用を実現させております。

こうした活動に取り組んでまいりました結果、当期は次のような営業成績となりました。

預金は、「さいきょう年金定期預金」を中心にキャンペーン商品がご好評いただき、期中1,786億円（15.62%）増加し、期末残高は1兆3,219億円となりました。

貸出金は、住宅ローンを中心に期中1,568億円（17.10%）増加し、期末残高は1兆739億円となり1兆円を突破しました。

有価証券は、期中11億円（0.53%）増加し、期末残高は2,148億円となりました。

以上を主因に、総資産は期中2,052億円（16.73%）増加し、期末残高は1兆4,312億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は貸出金の増加による貸出金利息の増加や株式等売却益の増加に伴い前期より38億18百万円（15.62%）増加して282億55百万円になりました。

経常費用は、預金残高の増加による預金利息の増加や貸倒引当金繰入額の増加を主因に前期より29億82百万円（15.93%）増加して216億95百万円になりました。

以上により、経常利益は前期から8億35百万円（14.60%）増益の65億59百万円となり、当期純利益においては62百万円（1.58%）増益の40億18百万円となりました。

単体自己資本比率（国内基準）は、分子となる自己資本額を順調に積み上げておりますが、収益の元となる貸出金の残高拡大を戦略的に優先させている結果、前期より0.35ポイント低下し、8.20%となりました。

[当行の対処すべき課題]

当行を取り巻く外部環境は、主たる営業エリアである山口県の人口減少、高齢化の進展、人手不足、更には昨年来のマイナス金利政策、国際情勢の激変に伴う金利、為替、株価等マーケットの不安定化により、中長期的に厳しさが増すことが予想されます。

こうした環境下、当行は中期経営計画の最大の業績目標であった貸出金残高1兆円を2年前倒しで達成し、この4月より新しい中期経営計画をスタートさせました。

新中期経営計画では、地域シェアの拡大、メイン先の拡大を加速させるため、事業性評価の徹底による事業者さまとの取引拡大、取引深耕に努めてまいります。

特に、「高齢化先進県」の山口県でニーズが高い医療介護関連ビジネスへの積極的参画、シニア層マーケットに対する魅力的な商品・サービスの提供を行うとともに、事業承継やビジネスマッチング、相続や資産運用のご相談等の幅広いコンサルティング・サービスを積極的に展開してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預	金	10,283	10,485	11,433	13,219
	定期性預金	6,793	6,676	7,610	8,930
	その他	3,489	3,808	3,822	4,288
貸	出金	7,309	8,297	9,171	10,739
	個人向け	2,618	3,049	3,351	4,281
	中小企業向け	3,599	3,990	4,616	5,488
	その他	1,091	1,257	1,203	969
商品有価証券		0	0	0	0
有	価証券	2,298	2,212	2,137	2,148
	国債	1,129	1,016	923	887
	その他	1,168	1,195	1,213	1,260
総資産		10,996	11,457	12,260	14,312
内国為替取扱高		25,274	24,800	26,357	29,293
外国為替取扱高		百万ドル 69	百万ドル 64	百万ドル 259	百万ドル 308
経常利益		百万円 5,775	百万円 6,351	百万円 5,723	百万円 6,559
当期純利益		百万円 3,232	百万円 3,312	百万円 3,955	百万円 4,018
1株当たり当期純利益		34円53銭	35円38銭	42円41銭	42円62銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数により算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	761人	747人
平均年齢	37年4月	37年5月
平均勤続年数	13年11月	14年4月
平均給与月額	314千円	316千円

- (注) 1. 使用人には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
山 口 県	55	(6)	55	(6)
広 島 県	2	(-)	2	(-)
福 岡 県	5	(1)	5	(1)
東 京 都	1	(1)	1	(1)
大 阪 府	1	(1)	1	(1)
国 内 計	64	(9)	64	(9)
海 外	—	(-)	—	(-)
合 計	64	(9)	64	(9)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を49ヵ所（前年度末49ヵ所）設置しております。

営業所数には、店舗内店舗形式の支店を含めております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,447
---------------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア	589
機 器 ・ 設 備 (次 期 営 業 店 シ ス テ ム)	277

(注) 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含んでおります。なお、投資の主な内容は勘定系基幹システムや情報系システムへの投資であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きらら債権回収株式会社	山口県周南市平和通一丁目10番の2	債権管理回収業務 債権買取・仲介業務	平成16年 2月13日	500百万円	100.00%	—
株式会社 エス・ケイ・ ベンチャーズ	山口県周南市平和通一丁目10番の2	ベンチャーキャピタル 業務	平成12年 8月1日	100百万円	100.00%	—
株式会社西京 システムサービス	山口県周南市二番町3丁目12番地の2	情報処理受託管理業務	昭和56年 2月20日	50百万円	80.89%	—
西京カード 株式会社	山口県周南市銀南街4番地	個別信用購入あっせん 業務	平成6年 4月12日	60百万円	100.00%	—
投資事業有限責任 組合さいきょう地 域支援ファンド	山口県周南市平和通一丁目10番の2	中小企業再生支援業務	平成24年 7月31日	500百万円	—%	—
投資事業有限責任 組合さいきょう地 方創生ファンド	山口県周南市平和通一丁目10番の2	地元企業等の創業等支 援業務	平成26年 11月1日	1,000百万 円	—%	—
投資事業有限責任 組合さいきょう観 光ファンド	山口県周南市平和通一丁目10番の2	観光産業の振興支援業 務	平成28年 1月18日	200百万円	—%	—

(注) 当行の連結される子会社等は7社であります。

なお、前事業年度において持分法適用の関連法人等であった株式会社ジェイ・モーゲージバンクは、当事業年度において当行が同社の株式を一部譲渡したことにより持分法適用の範囲から除外しております。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫

- (労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
 4. 中国総合信用株式会社(中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社)において中国地区の第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
 5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
 6. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
 7. 株式会社イオン銀行との提携により、株式会社イオン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込・残高照会のサービスを行っております。
 8. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスが指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
 9. 株式会社イーネットとの提携により、株式会社イーネットが指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(平成28年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
平岡英雄	取締役頭取（代表取締役） 監査部監査グループ担当	—	—
金丸眞明	専務取締役（代表取締役） 営業統括部、地域連携部担当	—	—
杉野光信	専務取締役（代表取締役） 市場金融部長（委嘱） 市場金融部、市場事務部、 監査部資産査定監査グループ担当	—	—
松岡健	常務取締役 総合企画部長（委嘱） 総合企画部、システム部、事務推進部、 業務推進部担当	—	—
奈村幸一郎	取締役 人事部長（委嘱） 審査部、総務部、人事部担当	—	—
山岡靖幸	取締役 下関地区統括部長兼下関支店長（委嘱）	—	—
畑谷剛	取締役 コーポレート営業部長（委嘱） コーポレート営業部担当	—	—
滝本豊水	取締役 （社外取締役）	弁護士法人はくと総合法律事務所弁護士	—
川村健一	取締役 （社外取締役）	学校法人石田学園広島経済大学 経済学部教授	—
山本秀雄	監査役 （常勤）	—	—
綿屋滋二	監査役 （社外監査役）	—	—
増田攻	監査役 （社外監査役）	—	—

(注) 当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

岡田浩	執行役員	周南地区統括部長兼本店営業部長
貞木雅和	執行役員	審査部長
井圭太郎	執行役員	営業統括部長
末田義明	執行役員	地域連携部長
山下禎治	執行役員	山口地区統括部長兼山口支店長
岡本泰裕	執行役員	宇部地区統括部長兼宇部支店長
田邊栄二	執行役員	監査部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	9人	273 (15)
監 査 役	4人	34 (1)
計	13人	308 (17)

- (注) 1. () 内は、報酬以外の金額であります。
2. 上記には、平成28年6月24日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額17百万円(取締役15百万円、監査役1百万円)を含んでおります。
4. 上記のほか、平成28年6月24日開催の第108期定時株主総会決議による退職慰労金の支払は以下のとおりです。
退任監査役1名 1百万円
5. 取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与27百万円を含んでおりません。
6. 会社役員に対する報酬限度額は以下のとおりです。
取締役報酬限度額 平成28年6月24日開催第108期定時株主総会決議 月額3,500万円以内
監査役報酬限度額 平成28年6月24日開催第108期定時株主総会決議 月額600万円以内

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
滝 本 豊 水	弁護士法人はくと総合法律事務所弁護士
川 村 健 一	学校法人石田学園広島経済大学経済学部教授

当行と滝本豊水氏、川村健一氏が兼職する各法人等との間に貸出金の取引等特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
滝本豊水 (取締役)	10年9ヶ月	取締役会13回のうち13回出席	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
川村健一 (取締役)	9ヶ月	取締役会10回のうち10回出席	経営者、学識者として豊富な経験と知見から発言を行っております。
綿屋滋二 (監査役)	5年9ヶ月	取締役会13回のうち13回出席 監査役会15回のうち15回出席	主に地方行政での経験や幅広い見識からの発言を行っております。
増田攻 (監査役)	3年9ヶ月	取締役会13回のうち13回出席 監査役会15回のうち15回出席	主に信用保証業務に携わった豊富な経験からの発言を行っております。

(注) 川村健一氏の取締役会への出席状況につきましては、平成28年6月24日就任後の状況を記載しております。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員全員と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	22 (0)	—

- (注) 1. ()内は、報酬以外の金額であります。
 2. 報酬等には、役員退職慰労引当金繰入額0百万円を含んでおります。
 3. 上記には、平成28年6月24日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 4. 上記のほか、平成28年6月24日開催の第108期定時株主総会決議による退職慰労金の支払は以下のとおりであります。
 退任監査役1名 1百万円

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	297,000千株
	第一種優先株式	3,000千株
	第二種優先株式	5,000千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	10,000千株
発行済株式の総数	普通株式	92,824千株
	(うち自己株式)	239,454株
	第二種優先株式	5,000千株
	第三種優先株式	5,500千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	6,311名
第二種優先株式	109名
第三種優先株式	13名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,459千株	3.73%
西京銀行行員持株会	2,880	3.11
株式会社みずほ銀行	1,935	2.09
富士通株式会社	1,636	1.76
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,618	1.74
公益財団法人西京教育文化振興財団	1,211	1.30
日本国土開発株式会社	1,131	1.22
株式会社ほけんeye西京	1,005	1.08
株式会社テックムービング	985	1.06
三井住友海上火災保険株式会社	929	1.00

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社長府製作所	500千株	10.00%
東ソー株式会社	300	6.00
株式会社トクヤマ	300	6.00
日本国土開発株式会社	260	5.20
株式会社中電工	200	4.00
長州産業株式会社	200	4.00
富士高圧フレキシブルホース株式会社	150	3.00
大晃機械工業株式会社	100	2.00
光東株式会社	100	2.00
高山石油株式会社	100	2.00
カワノ工業株式会社	100	2.00
株式会社えんホールディングス	100	2.00
株式会社九州リースサービス	100	2.00
株式会社ビジネスアシスト	100	2.00
小松印刷株式会社	100	2.00
社会福祉法人寿幸会	100	2.00
山口合同ガス株式会社	100	2.00

第三種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
朝日生命保険相互会社	1,000千株	18.18%
株式会社インベスターズクラウド	1,000	18.18
日本国土開発株式会社	1,000	18.18
株式会社長府製作所	500	9.09
藍澤証券株式会社	500	9.09
櫻井博志	500	9.09
株式会社中電工	200	3.63
フューチャー株式会社	200	3.63
株式会社ライジング企画	200	3.63
赤坂印刷株式会社	100	1.81
全国保証株式会社	100	1.81
株式会社ビジネスアシスト	100	1.81
稲村秀彦	100	1.81

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株比率の小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 下西 富男	39	—

- (注) 1. 当行及び当行子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は42百万円です。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、監査業務に重大な支障をきたすと認められる事由が生じたとき、その他会計監査人として不適切であることが疑われる事由が認められる場合には、監査役会は、当該事由に基づき検討を行ったうえで、必要に応じて会計監査人の解任又は不再任に必要な手続を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

当行は、平成29年3月24日開催の取締役会において内部統制システムの構築に関する基本方針を決議しております。その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

(1) 当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、コンプライアンスを経営上の重要課題として認識し、法令、定款及び行内諸ルール等を遵守した行動を取るために定めている取締役行動指針に基づいて職務執行する。

取締役は、取締役会において、実質的な議論を行い、適切な意思決定と業務執行監視の機能を果たす他、毎事業年度期初に前年度の業務執行確認書を監査役会に提出する。

取締役は、役職員による重大な法令違反等を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

取締役会は、コンプライアンス基本方針、手順を示すコンプライアンス・マニュアル、実施計画のコンプライアンス・プログラム等を決定し、その周知徹底を図る。

取締役会は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行い、反社会的勢力との関係の遮断及び解消のための取組みを徹底する。

取締役会は、コンプライアンス統括部門を設置するとともに、各部門に責任者や担当者を設置してコンプライアンス体制を一元管理する。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と総合的な検討、計画、評価を行う。コンプライアンス統括部門は、取締役、部長及び担当者等へのコンプライアンス研修を実施するなどの取組みを徹底する。

取締役会は、全職員を対象として、法令違反等の情報を通報する内部通報制度を整備し、運用状況について報告を受ける。

取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理体制等の内部監査に係る方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するなど、内部監査体制を整備・運用し、内部監査部門は、各部門の業務運営状況の監査結果を定期的に取り締り会及び監査役に報告する。

〔運用状況〕

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。尚、平成28年度中に役職員による重大な法令違反等は発見されていない。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書については、文書保存・処分に関する規程を定めて適切に保存及び管理を行う。

取締役の職務執行に係る情報・文書は、取締役又は監査役が求めたときには、容易に閲覧又は謄写に供することができる方法及び場所で保管する。

〔運用状況〕

「取締役会規程」、「文書保存・処分規程」等を定め取締役の職務の執行状況に関する情報・文書を管理、保存している。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、経営の健全性及び適切性を確保し、将来に亘り安定的利益を確保し発展していくために、リスクを統合的に捉え、適切にコントロールあるいは軽減することを目的に統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程を定め、発生が見込まれるリスクを適正に把握して経営計画及び各業務部門の施策に反映させる体制運営を行う。

取締役会は、リスクの種類ごとの管理部門、統合的リスク管理部門及び本部横断組織として資産・負債の総合管理、統合的なリスクのモニタリング・評価を行い、状況に応じたリスク・コントロールの方策、統合的リスク管理体制の整備、運用戦略等に関する検討を行うALM委員会を設置するなど、各種リスクを統合管理するための体制を整備する。

各リスク管理部門及び統合的リスク管理部門は、適切に連携して、全行的なリスク管理に取り組む。

統合的リスク管理部門は、統合リスク量を計測し、検証・分析のうえALM委員会に報告する。ALM委員会はリスクの統合結果、リスクアセスメント総括報告等の評価し、統合的リスク管理方針の見直しを審議し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、ALM委員会等の報告を受け、必要に応じ、統合的リスク管理方針の見直しを行う。

取締役会は、危機管理規程や業務継続計画（BCP）を策定し、危機発生時の対応を適切かつ迅速に行えるための体制を整備・運用する。

取締役会は、リスク管理を含む内部管理体制等の内部監査に関する方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、監査結果について適時適切に報告を受けるなど、内部監査体制を整備・運用する。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を月1回定時開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の委任により経営上の重要事項並びに業務上の総括的統合監理及び重要事項の協議及び決定を行う機関として経営会議を設置する。

取締役会は、経営会議から報告を受けるとともに、取締役会付議を要する事項について審議及び決議する。

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、取締役会において担当職務及び委嘱を定める。

取締役会は、経営方針に基づく施策を効率的に実施するため、経営計画を策定し、その実施を指示するとともに、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて経営計画を見直す。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。尚、平成28年度からの「中期経営計画（計画期間：平成28年4月～平成31年3月）」に関しては進捗状況の報告を受けて見直しを行い、新たに「中期経営計画（計画期間：平成29年4月～平成32年3月）」を策定している。

(5) 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当行の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

取締役会は、「西京銀行グループ会社管理規程」及び「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の業況・財務の状況、リスク管理、コンプライアンス体制等の重要な情報について当行に報告される体制を整備する。

ロ. 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の管理を行うグループ会社事務局を設置し、主要な子会社の損失の危険を管理する。

ハ. 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われ、且つ、当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社事務局は、主要な子会社を統括管理し、各社の業務執行状況を定期的及び必要に応じて随時モニタリングする他、内部監査部門は、主要な子会社の内部統制の状況を監査し、業務の適正が確保されていることを確認し、取締役会に報告する。

主要な子会社の監査役と当行の監査役は、業務運営状況について適時適切に協議することとし、監査役は、取締役会に対して主要な子会社の管理に関する改善策の策定を求めることができる。

当行は、主要な子会社に「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」を制定させ、主要な子会社の役職員に周知徹底する。

主要な子会社の役職員が当行のコンプライアンス統括部門又は外部専門機関に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に係る規程を定め、監査役の要請に応じて、要員を監査役の補助者として配置する。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。平成28年度中の監査役の補助者は1名を配置している。

(7) **前号の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当行の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務の補助者は他部門の職務を兼務しない専任者とし、取締役及び取締役会から分離された監査役室に所属する。当該補助者は監査役以外の者からの指揮命令を受けず、また、補助者の任命及び異動等については監査役会の承認を得る。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

(8) **次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制**

イ. 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

取締役は、事業年度毎に自己の業務執行に関して、法令、定款等の遵守状況を当行の監査役へ報告する。また、当行及び主要な子会社の役職員は、当行の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当行の主要な子会社で緊急事態が発生した場合、当該子会社は当行の企画部門及び当行の統合的リスク管理部門に報告し、当行の企画部門は当行の経営部門及び当行の監査役に報告する体制とする。

当行の内部通報制度の担当部署は、当行及び主要な子会社の役職員からの内部通報の内容を当行の監査役に報告する。

内部監査部門は、当行及び主要な子会社の業務運営状況に関する監査の結果及び指摘改善・是正状況を総括し、定期的に当行の監査役に報告する。

ロ. イの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、当行の監査役に対して報告を行った当行及び主要な子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを行わない。

当行及び当行の主要な子会社は、内部通報者のプライバシーを保護し、通報者に対する人事面や処遇面を含む不利益な取扱いは行わない。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

(9) **当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当行は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を当行の監査役のための顧問とすることを求めた場合、当行は、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

(10) **その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役、監査法人及び内部監査部門との間で業務運営状況に関して定期的に又は必要に応じ協議を行う。また、監査役との間で、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について定期的に又は監査役の求めに応じ、意見交換を行う。

内部監査部門は、監査役との間で監査上の課題等について、定期的に又は監査役の求めに応じ、報告を行う。

[運用状況]

上記のとおり体制を整備し、運用を行っている。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第109期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	109,195	預 金	1,321,904
現 預 け	12,808	当 座 預 金	19,591
買 入 金 銭 債 権	96,386	普 通 預 金	370,800
商 品 有 価 値 証 券	803	貯 蓄 預 金	20,560
商 品 国 債 債 権	35	通 知 預 金	6,303
金 銭 の 信 託 債 権	35	定 期 預 金	890,480
有 価 値 証 券 債 権	3,014	定 期 積 金	2,599
国 債 債 権	214,861	そ の 他 の 預 金	11,568
地 方 債 債 権	88,798	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	5,563
社 株 債 債 権	27,485	借 用 金	12,324
そ の 他 の 証 券 金	21,152	借 入 金	12,324
貸 出 形 付 付 越 替	11,891	社 債 債 権	11,100
割 引 手 形 貸 付 越 替	65,533	そ の 他 の 負 債	7,039
手 証 書 座 貸 付 越 替	1,073,993	未 払 法 人 税 等	1,143
外 国 為 替 預 け 資 産	2,903	未 払 法 費 用	3,940
そ の 他 の 資 産	44,152	前 受 収 益	465
前 払 収 入 益	960,574	給 付 補 填 備 金	0
未 融 派 生 商 品 債 務	66,362	金 融 派 生 商 品 債 務	2
そ の 他 の 資 産	3,739	リ ー ス 債 務	96
有 形 固 定 資 産	3,739	資 産 除 去 債 務	117
建 物 地 産 物	5,412	そ の 他 の 負 債	1,272
土 地 仮 勘 定 資 産	2,160	退 職 給 付 引 当 金	2,108
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,486	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	218
無 形 固 定 資 産	136	偶 発 損 失 引 当 金	118
ソ フ ト ウ ェ ア 無 形 固 定 資 産	1,629	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	892
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	11,130	支 払 承 諾	11,144
繰 延 税 金 資 産	3,848	負 債 の 部 合 計	1,372,415
支 払 承 諾 見 込 金	6,288	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	99	資 本 金	17,940
	0	資 本 剰 余 金	13,530
	894	資 本 準 備 金	9,514
	2,278	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,016
	2,169	利 益 剰 余 金	21,068
	108	利 益 準 備 金	952
	272	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,115
	11,144	別 途 積 立 金	2,832
	△4,654	繰 越 利 益 剰 余 金	17,283
		自 己 株 式	△83
		株 主 資 本 合 計	52,455
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,804
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,549
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,353
資 産 の 部 合 計	1,431,225	純 資 産 の 部 合 計	58,809
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,431,225

第109期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経資	常 運 収 益	21,267	28,255
	貸 出 金 利 息 受 当 利	18,317	
	有 証 券 取 引 受 入 利	2,761	
	債 借 借 取 金 受 入 利	0	
	預 借 借 取 金 受 入 利	67	
	受 取 借 取 金 受 入 利	121	
	役 務 受 取 借 取 金 受 入 利	2,534	
	支 払 借 取 金 受 入 利	348	
	支 払 借 取 金 受 入 利	2,186	
	支 払 借 取 金 受 入 利	412	
	支 払 借 取 金 受 入 利	277	
	支 払 借 取 金 受 入 利	135	
	支 払 借 取 金 受 入 利	0	
	支 払 借 取 金 受 入 利	4,039	
	支 払 借 取 金 受 入 利	0	
	支 払 借 取 金 受 入 利	3,651	
	支 払 借 取 金 受 入 利	82	
	支 払 借 取 金 受 入 利	305	
	支 払 借 取 金 受 入 利	21,695	
経資	常 調 利 費	3,457	21,695
	預 渡 金 性 預 金 一 利	3,165	
	支 払 借 取 金 受 入 利	0	
	支 払 借 取 金 受 入 利	△6	
	支 払 借 取 金 受 入 利	16	
	支 払 借 取 金 受 入 利	21	
	支 払 借 取 金 受 入 利	246	
	支 払 借 取 金 受 入 利	13	
	支 払 借 取 金 受 入 利	0	
	支 払 借 取 金 受 入 利	4,477	
	支 払 借 取 金 受 入 利	1	
	支 払 借 取 金 受 入 利	4,475	
	支 払 借 取 金 受 入 利	19	
	支 払 借 取 金 受 入 利	0	
	支 払 借 取 金 受 入 利	9	
	支 払 借 取 金 受 入 利	9	
	支 払 借 取 金 受 入 利	12,068	
	支 払 借 取 金 受 入 利	1,672	
	支 払 借 取 金 受 入 利	1,345	
	支 払 借 取 金 受 入 利	133	
	支 払 借 取 金 受 入 利	1	
	支 払 借 取 金 受 入 利	5	
	支 払 借 取 金 受 入 利	186	
	支 払 借 取 金 受 入 利	6,559	
	支 払 借 取 金 受 入 利	43	
	支 払 借 取 金 受 入 利	358	
	支 払 借 取 金 受 入 利	68	
	支 払 借 取 金 受 入 利	290	
	支 払 借 取 金 受 入 利	6,245	
	支 払 借 取 金 受 入 利	1,955	
	支 払 借 取 金 受 入 利	271	
	支 払 借 取 金 受 入 利	2,227	
	支 払 借 取 金 受 入 利	4,018	

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別 積 立 金	途 入 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	12,690	4,264	6,036	10,300	808	2,832	14,125	17,766	△75	40,681
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	5,250	5,250		5,250						10,500
剰余金の配当							△718	△718		△718
利益準備金の 積 立					143		△143	－		－
当 期 純 利 益							4,018	4,018		4,018
自己株式の取得									△2,028	△2,028
自己株式の処分			0	0					0	0
自己株式の消却			△2,020	△2,020					2,020	－
土地再評価差 額金の取崩							2	2		2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	5,250	5,250	△2,019	3,230	143	－	3,158	3,301	△7	11,774
当 期 末 残 高	17,940	9,514	4,016	13,530	952	2,832	17,283	21,068	△83	52,455

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,492	△12	1,551	8,031	48,713
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					10,500
剰余金の配当					△718
利益準備金の 積 立					－
当 期 純 利 益					4,018
自己株式の取得					△2,028
自己株式の処分					0
自己株式の消却					－
土地再評価差 額金の取崩					2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,687	12	△2	△1,677	△1,677
当期変動額合計	△1,687	12	△2	△1,677	10,096
当 期 末 残 高	4,804	－	1,549	6,353	58,809

(平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	109,323	預 金	1,319,028
買入金銭債権	939	債券貸借取引受入担保金	5,563
商品有価証券	35	借 用 金	18,124
金銭の信託	3,014	社 債	11,100
有価証券	213,257	そ の 他 負 債	7,432
貸 出 金	1,067,302	退職給付に係る負債	2,785
外国為替	3,739	役員退職慰労引当金	1
その他の資産	17,104	睡眠預金払戻損失引当金	218
有形固定資産	11,148	利息返還損失引当金	4
建物	3,851	偶発損失引当金	118
土地	6,288	再評価に係る繰延税金負債	892
リース資産	99	支 払 承 諾	11,144
建設仮勘定	0	負債の部合計	1,376,414
その他の有形固定資産	908	(純資産の部)	
無形固定資産	2,488	資 本 金	17,940
ソフトウェア	2,225	資 本 剰 余 金	13,575
のれん	154	利 益 剰 余 金	21,530
その他の無形固定資産	108	自 己 株 式	△83
繰延税金資産	493	株 主 資 本 合 計	52,962
支払承諾見返	11,144	その他有価証券評価差額金	4,805
貸倒引当金	△4,704	土 地 再 評 価 差 額 金	1,549
		退職給付に係る調整累計額	△467
		その他の包括利益累計額合計	5,887
		非 支 配 株 主 持 分	21
		純資産の部合計	58,871
資産の部合計	1,435,286	負債及び純資産の部合計	1,435,286

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		29,407
	資 金 運 用 収 益	20,932	
	貸 出 金 利 息	18,043	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,672	
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0	
	預 け 金 利 息	67	
	そ の 他 の 受 入 利 息	148	
	役 務 取 引 等 収 益	3,987	
	そ の 他 業 務 収 益	412	
	そ の 他 経 常 収 益	4,074	
	償 却 債 権 取 立 益	0	
	そ の 他 の 経 常 収 益	4,073	
経	常 費 用		22,554
	資 金 調 達 費 用	3,481	
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	3,164	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	△6	
	借 用 金 利 息	16	
	社 債 利 息	46	
	そ の 他 の 支 払 利 息	246	
	役 務 取 引 等 費 用	13	
	そ の 他 業 務 費 用	4,929	
	営 業 経 常 費 用	19	
	そ の 他 経 常 費 用	12,392	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,731	
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,350	
		380	
経	常 利 益		6,852
特	別 利 益		44
特	固 定 資 産 処 分 益	44	
	別 損 失		368
	固 定 資 産 処 分 損 失	70	
	減 損 損 失	290	
	関 係 会 社 株 式 売 却 損 失	7	
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,528
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,117	
	法 人 税 等 調 整 額	275	
	法 人 税 等 合 計		2,393
	当 期 純 利 益		4,135
	非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4
	親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		4,130

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	12,690	10,300	18,137	△75	41,052
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	5,250	5,250			10,500
剰 余 金 の 配 当			△718		△718
親会社株主に帰属 する当期純利益			4,130		4,130
自己株式の取得				△2,028	△2,028
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		△2,020		2,020	-
土地再評価差額金の 取			2		2
持分法適用会社の減少に 伴う利益剰余金減少高			△21		△21
連結子会社株式の取 得による持分の増減		44			44
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	5,250	3,274	3,393	△7	11,910
当連結会計年度末残高	17,940	13,575	21,530	△83	52,962

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整 累 計 額	そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	6,493	△12	1,551	△551	7,480	111	48,645
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行							10,500
剰 余 金 の 配 当							△718
親会社株主に帰属 する当期純利益							4,130
自己株式の取得							△2,028
自己株式の処分							0
自己株式の消却							-
土地再評価差額金の 取							2
持分法適用会社の減少に 伴う利益剰余金減少高							△21
連結子会社株式の取 得による持分の増減							44
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△1,687	12	△2	84	△1,593	△90	△1,683
当連結会計年度変動額合計	△1,687	12	△2	84	△1,593	△90	10,226
当連結会計年度末残高	4,805	-	1,549	△467	5,887	21	58,871

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西京銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西京銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 西京銀行 監査役会

常勤監査役 山本 秀雄 ㊟

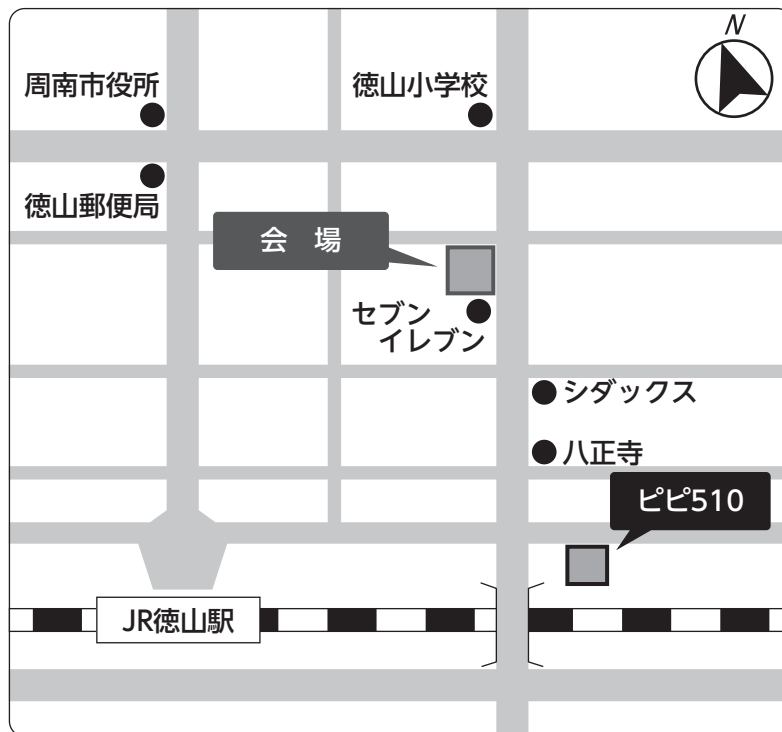
社外監査役 綿屋 滋二 ㊟

社外監査役 増田 攻 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 西京銀行 本店 5階講堂
山口県周南市平和通一丁目10番の2
TEL (0834) 31-1211



交通のご案内

最寄りの駅 JR徳山駅

- 受付にピピ510の無料駐車券をご用意しておりますので、お車でお越しの方はお申し出ください。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

《本総会における節電への取組みについて》

当行の節電への取組みの一環として、本総会の運営につきまして照明・空調の設定を抑える等、節電に配慮した対応を行っております。株主の皆さまにはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。